

山形県公報

令和 5 年 2 月24日 (金) 第382号

毎週火・金曜日発行

目 次

規則

○山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………(水大気環境課) … 115

告 示

○森林病害虫等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) … 116

選挙管理委員会関係

告 示

海区漁業調整委員会関係

指 示

○漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………………… 同

規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和45年12月県規則第69号)の一部を次のように改正する。 第6条を次のように改める。

第6条 削除

別表第6第5号ホ中「電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)」を「電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にされた山形県生活環境の保全等に関する条例(昭和45年7月県条例第41号)第7条第 1項若しくは第2項、第7条の2第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定による届出に係 る受理書の交付については、なお従前の例による。

山形県告示第101号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和5年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

			区 域	期間
市	町	名	大 字 名 又 は 町 名	<i>7</i> 91 [□]
鶴	岡	市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び	令和5年4月1日から
声 问		1111	湯野浜	令和5年6月30日まで
酒	田	市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺 新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊	佐	町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同上

- 2 森林病害虫等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕(森林病害虫等防除法施行規則(昭和25年農林省令第35号) 第1条に規定する基準に従い行うものに限る。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

- 5 その他必要な事項
 - (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
 - (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和5年3月28日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
 - (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
 - (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (6) 知事は、(5) の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部 又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の 額に相当する額をその者から徴収することがある。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第1号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部を次のように改正する。

令和5年2月24日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

鶴岡市加茂コミュニティセンター」を 鶴岡市加茂コミュニティ防災センター」に、 鶴岡市大鳥自然の家多目的ホール」を 鶴岡市大鳥自然の家」に、 Γ ,, わくわく新庄」を わくわく新庄 寒河江市 寒河江市市民体育館 寒河江市総合福祉保健センター IJ に、 寒河江市中心市街地活性化センター

ふれあいセンター安楽城」を

ふれあいセンター安楽城 に改める。 # 鮭川村 鮭川村農村交流センター」

寒河江市柴橋地区コミュニティセンター」

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。 令和5年2月24日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加

1 山形県の地先海面における第二種共同漁業(小型定置漁業)の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類の区分に 応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり	小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか	同	
はたはた	同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
あじ・たなご	同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群 を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業(小型定置漁業)に用いる漁具を利用して船を固定す るなど、漁具に接触する行為をしてはならない。
- 4 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び 漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

令和5年2月24日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤

栄

- 1 火光を利用した遊漁に係る光力制限
 - (1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用すること ができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度 は同表の右欄に掲げるとおりとする。

海域	使用すること	集魚灯の消費電力	
一	種類	個 数	合計の最高限度
山形県海面共同漁業権漁場区域(免許	白熱灯又は放電灯	水中使用 1個(消費	10キロワット
番号海共第1号)	(メタルハライドラ	電力が3キロワット以	
	ンプを除く。)	内のものに限る。)	
		船上使用 3個以內	
山形県海面共同漁業権漁場区域(免許	白熱灯又は放電灯	水中使用 1個	10キロワット
番号海共第2号)及び酒田港に係る山	(メタルハライドラ	船上使用 3個以內	
形県海面共同漁業権消滅区域	ンプを除く。)		
山形県と秋田県の境に設置した漁場基	白熱灯又は放電灯	水中使用 1個	10キロワット
点(以下「基点第1号」という。)か		船上使用 3個以內	
ら真方位292度の線及び酒田市と鶴岡			
市の境に設置した漁場基点(以下「基			
点第3号」という。)から真方位294度			
43分の線との間における最大高潮時海			
岸線から6,000メートル以内の海域か			
ら山形県海面共同漁業権漁場区域(免			
許番号海共第2号)及び酒田港に係る			
山形県海面共同漁業権消滅区域を除い			
た海域			
基点第3号、基点第3号から真方位	白熱灯又は放電灯	制限なし	10キロワット
294度43分5,000メートルの点(以下	(メタルハライドラ		
「アの点」という。)、平成17年9月30	ンプを除く。)		
日における鶴岡市と西田川郡温海町と			
の境に設置した漁場基点(以下「基点			
第4号」という。)から真方位295度			
45分5,000メートルの点(以下「イの			
点」という。)及び基点第4号の各点			
を順次直線で結んだ線と最大高潮時海			
岸線によって囲まれた海域			
アの点、基点第3号から真方位294度	白熱灯又は放電灯	制限なし	1月から6月まで
43分6,500メートルの点(以下「ウの	(メタルハライドラ		の間は10キロワッ
点」という。)、基点第4号から真方位	ンプを除く。)		ト、7月から12月
295度45分6,500メートルの点(以下			までの間は30キロ
「エの点」という。)、イの点及びアの			ワット
点の各点を順次直線で結んだ線によっ			
て囲まれた海域			

基点第3号から真方位294度43分の線	白熱灯又は放電灯	生山で日ナンコ		30キロワット
		制限なし		30イログット
と基点第4号から真方位295度45分の	(メタルハライドラ			
線の間における最大高潮時海岸線から	ンプを除く。)			
7,400メートル以内の海域から基点第				
3号、ウの点、エの点及び基点第4号				
の各点を順次直線で結んだ線と最大高				
潮時海岸線によって囲まれた海域を除				
いた海域				
基点第4号、イの点、山形県と新潟県	白熱灯又は放電灯	水中使用	1個	10キロワット
の境に設置した漁場基点(以下「基	(メタルハライドラ	船上使用	3個以內	
点第5号」という。)から磁針方位西	ンプを除く。)			
北西5,000メートルの点(以下「オの				
点」という。)及び基点第5号の各点				
を順次直線で結んだ線と最大高潮時海				
岸線によって囲まれた海域から山形県				
共同漁業権漁場区域(免許番号海共第				
4号)及び鼠ヶ関港に係る山形県共同				
漁業権消滅区域を除いた海域				
イの点、エの点、基点第5号から磁針	白熱灯又は放電灯	水中使用	1個	1月から6月まで
方位西北西6,500メートルの点(以下	(メタルハライドラ	船上使用	3個以內	の間は10キロワッ
「カの点」という。)、オの点及びイの	ンプを除く。)			ト、7月から12月
点の各点を順次直線で結んだ線によっ				までの間は30キロ
て囲まれた海域				ワット
基点第4号から真方位295度45分の線	白熱灯又は放電灯	水中使用	1個	30キロワット
と基点第5号から磁針方位西北西の線	(メタルハライドラ	船上使用	3個以內	
の間における最大高潮時海岸線から	ンプを除く。)			
7,400メートル以内の海域から基点第				
4号、エの点、カの点及び基点第5号				
の各点を順次直線で結んだ線と最大高				
潮時海岸線によって囲まれた海域を除				
いた海域				
基点第1号から真方位292度の線と基	白熱灯又は放電灯	制限なし		30キロワット
点第3号から真方位294度43分の線と	口然外人的人也为	113192.20		
の間における最大高潮時海岸線から				
6,000メートルより沖合の海域及び基				
点第3号から真方位294度43分の線と				
基点第5号から磁針方位西北西の線 の間における 見上京湖 はんじゅん				
の間における最大高潮時海岸線から				
7,400メートルより沖合の海域				

(2) 山形県共同漁業権漁場区域(免許番号海共第4号)及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船 舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

2 制限期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

 令和 5 年 2 月 24 日 印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 5 年 2 月 24 日 発行
 発行人
 山
 形
 県

